令和５年１月４日から

軽減・インボイスコールセンター の名称が変わりました

軽減・インボイスコールセンター ▶ インボイスコールセンター

（正式名称）
消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

（正式名称）
インボイス制度電話相談センター

インボイス制度についての**一般的**なご質問を受け付けております。
引き続き、軽減税率制度の一般的なご質問も受け付けております。

インボイスコールセンター | 0120 － 205 － 553（無料）
9:00 － 17:00（土日祝除く）

インボイス制度特設サイト

○ インボイス制度の個別相談をご希望の方は、所轄の税務署に電話していただき面接予約をお願いいたします。

○ 国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」もぜひご活用ください。
インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

国　税　庁　【法人番号】7000012050002

（令和５年１月）

コールセンター名称変更に関する質問

コールセンターの名称変更に関する質問についてお答えします。

Ｑ１．なぜコールセンターの名称を変更したのか。

Ａ１．軽減・インボイスコールセンター（正式名称：消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）は、インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けてきたところです。

令和５年 10 月にインボイス制度が開始することを踏まえ、**「インボイス制度についての一般的な相談窓口」であることをより分かりやすく事業者の皆様に知っていただく**ため、「インボイスコールセンター（正式名称：インボイス制度電話相談センター）」に名称変更することとしました。

※　引き続き、軽減税率制度に関する一般的なご質問も受け付けております。

Ｑ２．名称変更に伴い、電話番号や受付時間に変更はあるか。

Ａ２．名称変更後においても、コールセンターの電話番号や受付時間に変更はありません（**名称以外の変更はありません**）。

- 電話番号　0120-205-553（フリーダイヤル）
- 受付時間　９：00～17：00（土日祝除く）

なお、コールセンターでは、引き続きインボイス制度・軽減税率制度についての**一般的**なご質問を受け付けております。

個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署に電話により面接日時等をご予約いただくようお願いします。

インボイスコールセンター
（インボイス制度電話相談センター）

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談をフリーダイヤルで受け付けています。

電話番号　０１２０－２０５－５５３（無料）

受付時間　９：００～１７：００（土日祝除く）

※　消費税の軽減税率制度についての一般的なご質問やご相談も、従来と同様にコールセンターで受け付けています。

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

インボイス制度の登録申請について知りたい方	インボイス制度の内容について知りたい方	軽減税率制度について知りたい方
→「１」	→「２」	→「３」

○　消費税に関する一般的なご相談（制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続案内など）については、各国税局に設置する「国税局電話相談センター」において、国税局の職員がお答えしています。
　電話相談を希望される方は、「所轄の税務署」にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「１」を選択してください。

○　個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方については、「所轄の税務署」において面接にて相談をお受けしています。
　面接相談を希望される方は、あらかじめ「所轄の税務署」に電話（音声ガイダンスに沿って「２」を選択してください。）により面接日時等をご予約いただくようお願いします。

インボイス制度及び消費税の軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。
※　右のコードからもご覧になれます。

コード

〈令和５年１月〉国税庁